社会福祉法人 愛生会

定款施行細則

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人愛生会定款施行細則(以下「細則」という。)は、社会福祉法人愛生会定款(以下「定款」という。)第9条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる施設等の業務運営に 関し、理事会の業務の決定事項及び審議事項並びに理事長、事務長、施設長の職務権限 を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービス を利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努め るものとする。

(業務の決定と職務権限)

- 第4条 定款第9条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。
- 2 定款第9条第1項に基づく理事長、事務長及び施設長の職務権限(専決事項)については、別表2のとおりとする。

(職務の代理)

第5条 定款第10条の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下 記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任 期毎に理事会の議決を経ることとする。

順 位	職	務	代	理	者
第1位順位	伊	藤	元	_	
第2位順位	永	易	孝	子	
第3位順位					

第2章 理事会

(理事会)

- 第6条 理事会の開催時期は、①予算②決算③補正予算④事業経過報告とし、年間2回以 上開催することを原則とする。
- 2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、 開催の日時、場所、及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、 緊急の場合は、この限りではない。

(資料の提出)

- 第7条 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成するものとする。 (開会及び閉会)
- 第8条 理事会の開会及び閉会は議長が宣言する。

(議長の議決権)

- 第9条 理事会における単純多数決(過半数で決定)要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。
- 2 理事会における特別多数決 (3分の2以上で決定) 要件の議案については、議長は最 初から議決権を行使するものとする。

第3章 監事

(理事会等への出席)

第 10 条 監事は、原則として理事会に出席するものとし、また、発言することができる。 ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第 11 条 定款第 11 条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領については、両監事が協議する。

なお、監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況 の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を 照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会に報告しなければならない。

第4章 欠員補充等

(役員の欠員補充)

第12条 役員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第 13 条 理事会への欠席が長期(概ね1年)にわたって継続することは、指導監査文書 指摘の対象となることを理事は留意するものとする。

(改正)

第14条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付 則

1 この細則は、平成23年9月9日から施行する。

【別 表1】

理事会議決審議事項一覧

举 · 油 · 古 · · · · · · · · · · · · · · · ·	理事会での要議決		
議・決・事・項・審・議・事・項	過半数 の議決	2/3以上 の議決	
定款の変更		0	
合併		0	
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		0	
重要事項で理事会において必要と認める事項		0	
予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告	0		
補正予算	0		
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	0		
規程の制定及び変更	0		
社会福祉事業に係る許認可、所轄庁等の許可を受ける事項	0		
施設長の任免その他重要な人事	0		
金銭の借り入れ、財産の取得、処分に係る契約	0		
役員報酬に関する事項	0		
その他、法人の業務に関する重要事項	0		
理事の選任・解任	0		